

令和5年中合計所得48万円超かつ定額減税対象外であり、令和6年中被扶養者（令和6年度住民税所得割＆令和6年分所得税0円）

【調整給付】



- 夫（扶養なし）
 - ・令和6年所得税額（推計）：20,000円…①
 - ・令和6年度住民税所得割：10,000円…②
- 【定額減税可能額】
所得税：30,000円…① 住民税：10,000円…②
- 【調整給付算出額】
 $(① + ②) - (① + ②) = 10,000円$ …調整給付額



- 妻（合計所得48万円超のため扶養対象外）
 - ・令和6年所得税額（推計）：0円
 - ・令和6年度住民税所得割：0円
- 【定額減税可能額】
所得税：0円、住民税：0円

合計所得金額48万円超のため、税法上の扶養対象外であるが、妻自身は令和6年度住民税及び令和6年所得税額（推計）が0円であるため、定額減税を適用することができず、調整給付の対象とならない

【不足給付】



- 夫（扶養者）
 - ・令和6年所得税額（推計）：30,000円…①
 - ・令和6年度住民税所得割：10,000円…②
- 【定額減税可能額】
所得税：60,000円…① 住民税：10,000円…②
- 【不足給付算出額】
 $(① + ②) - (① + ②) = 30,000円$ …控除不足額
- 控除不足額 - 調整給付額 = 20,000円…不足給付額
- 合計所得金額48万円以下である妻の扶養者となり、所得税の定額減税可能額は60,000円にUP



- 妻（被扶養者）
 - ・令和6年所得税額（推計）：0円
 - ・令和6年度住民税所得割：0円
- 【定額減税可能額】
所得税：0円、住民税：0円

妻は、調整給付算定時は合計所得48万円超であったため、夫の扶養には入れなかった。さらに妻自身の令和6年所得税額（推計）及び令和6年度住民税所得割が0円であるため、調整給付支給対象外となった。しかし、不足額給付算定時には、妻の合計所得は48万円以下となり夫の扶養に入ることができたため、夫の定額減税可能額（所得税）が30,000円から60,000円と変更になった。そのため令和6年所得税では控除不足額30,000円が発生し、調整給付額を差し引いた20,000円が夫に不足額給付として支給される。ただし、妻の定額減税（住民税）10,000円については、夫・妻どちら側でも適用されていないため、10,000円を不足額給付Ⅱとして妻に支給する。